

# 明晴プレスクール めだか



## ★利用手続きの流れ★

(利用のためには自治体発行の『通所受給者証』が必要です)

### ① 『めだか』の見学・体験 (事前予約制)

まずは、電話やメールでお問い合わせください。  
めだか見学・体験の日時を決めさせていただきます。  
ご見学・体験のときにお子さまの様子やご家庭での様子などをお聞かせください。  
『めだか』の雰囲気やあそびの様子をご覧いただき、体験しながら、『めだか』の活動方針などをご説明させていただきます。相談だけでも承ります。



各自治体によっては面談などが必要になるため、  
通所受給者証発行まで1か月以上要する場合があります。

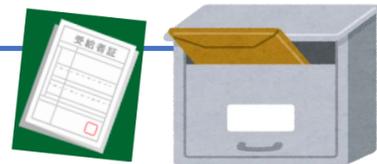
### ② お住まいの自治体への通所受給者証の発行手続き

お住まいの自治体(障害福祉課または児童福祉課)の窓口で、『通所受給者証』発行の手続きをしていただきます。  
各自治体によって発行の日数が異なりますので、お早めに手続なさることをお勧めいたします。



### ③ 通所受給者証の発行・交付

お住まいの自治体から『支給決定通知書』と『通所受給者証』がご自宅に送付されます。  
『通所受給者証』が届きましたら、お早めに『めだか』までご連絡ください。  
利用契約面談日やご利用開始日を決めていただきます。



### ④ 『めだか』利用契約・利用開始

ご契約内容や利用に関して詳しいご説明をさせていただきます。  
通所受給者証などの必要書類を確認し、契約書にサインしていただきます。  
(約1時間ほどかかります)

- ※利用契約に必要なもの【通所受給者証・印鑑・身体障害者手帳・その他資料】
- ※身体障害者手帳がない方は診断書でもかまいません。



### ⑤ ようこそ! 『めだか』へ!

お子さまひとり一人の個別支援計画を立て、それに沿った療育をさせていただきます。お子さまの‘ことば’と‘こころ’と‘からだ’の発達をサポートいたします。

